

新潟県条例第52号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占有物件		単位	所在地		占有物件		単位	所在地	
			市	町村				市	町村
			法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱				(略)	470
	第2種電柱		720	530		第2種電柱		700	540
	第3種電柱		970	710		第3種電柱		940	730
	第1種電話柱		420	(略)		第1種電話柱		410	(略)
	第2種電話柱		670	490		第2種電話柱		650	500
	第3種電話柱		920	680		第3種電話柱		890	690
	その他の柱類		42	(略)		その他の柱類		41	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	地下に設ける電線その他の線類		(略)	1		地下に設ける電線その他の線類		(略)	2
	路上に設ける変圧器	(略)	410	300		路上に設ける変圧器	(略)	400	310
	地下に設ける変圧器	(略)	250	180		地下に設ける変圧器	(略)	240	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	840	620		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	810	630
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350	(略)		郵便差出箱及び信書便差出箱		340	(略)
	広告塔	(略)	1,800	890		広告塔	(略)	2,000	970
	その他のもの	(略)	840	620		その他のもの	(略)	810	630
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	(略)	27	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	(略)	28
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50	37		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		49	38
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		100	74		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		97	75

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			250	180
	外径が1メートル以上のもの			500	370
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)		840	620
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			920	440
	地下に設ける通路			550	260
	その他のもの			840	620
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		18	8
	その他のもの	(略)		180	89
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	180	89
		その他のもの	(略)	1,800	890
	標識	(略)		670	490
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		18	8
		その他のもの	(略)	180	89
幕	祭礼、	(略)		18	8

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			240	190
	外径が1メートル以上のもの			490	380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)		810	630
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			980	490
	地下に設ける通路			590	290
	その他のもの			810	630
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		20	10
	その他のもの	(略)		200	97
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	200	97
		その他のもの	(略)	2,000	970
	標識	(略)		650	500
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)		20	10
		その他のもの	(略)	200	97
幕	祭礼、	(略)		20	10

	(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	180	89
		その他のもの			
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	1,800	890
	その他のもの	920		440	
政令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	840	620	
政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに0.034を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	180	89	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			84	62	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.034を乗		

	(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	200	97
		その他のもの			
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	2,000	970
	その他のもの	980		490	
政令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	810	630	
政令第7条第3号に掲げる施設		(略)	Aに0.028を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	200	97	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			81	63	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.028を乗		

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
備考（略）				備考（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。